

環境アセスメントに係るお知らせ

令和7年11月19日

川崎市環境影響評価に関する条例第27条に基づき（仮称）鈴木町駅前南地区開発計画に係る条例環境影響評価書（以下「条例評価書」と表記）の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例評価書」とは、条例環境影響評価審査書の内容に基づき、指定開発行為者が条例環境影響評価準備書の記載事項に検討を加えて作成した図書です。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	日鉄興和不動産株式会社
	名 称	（仮称）鈴木町駅前南地区開発計画
	種 類	高層建築物の新設（第2種行為） 住宅団地の新設（第2種行為） 大規模建築物の新設（第2種行為）
	実施区域	川崎区港町12-1
	目 的	住宅及び商業施設の新設
	内 容	計画地面積：約 26,450 m ² うち、約 8,320 m ² （住宅）、約 8,620 m ² （商業） 建築物の最高高さ：約 90m（住宅） 延べ面積：約 61,870 m ² （住宅）、約 7,070 m ² （商業）
	施行期間	2025年12月から2030年9月まで
縦覧のお知らせ	縦覧期間	令和7年11月19日（水）から12月18日（木）まで
	縦覧場所及び時間	川崎区役所2階、大師支所仮庁舎2階、田島支所仮庁舎2階、 環境局環境評価課(市役所本庁舎20階窓口⑥) 午前8時30分～午後5時（環境局環境評価課は午後5時15分まで） ※全ての縦覧場所で縦覧開始日は、午前10時から縦覧を行います。 ※土曜日、日曜日及び祝日は除く。ただし川崎区役所は、第2・4土曜日の午前8時30分から午後0時30分も縦覧を行います。
	ホームページ	ホームページから条例評価書の閲覧ができます。  検索 川崎市 アセス図書の公表  https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html
問合せ先		川崎市環境局環境対策部環境評価課 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話：044-200-2156 ファクス：044-200-3921